

情報提供とアフターサービス

ご契約後のお手続きは住友生命が行います。

住友生命のお問合せ窓口

0120-506081 (受付時間)
月～金曜日：午前9時～午後6時／土曜日：午前9時～午後5時
(日曜・祝日・12/31～1/3を除く)

※証券番号をあらかじめお確かめのうえ、契約者等ご本人さまがお電話ください。

お知らせ 「ご契約内容のお知らせ」を送付します。

住友生命からご加入の契約内容の現況等についてお知らせします。

※郵送による通知またはスミセイダイレクトサービスにてご確認ください。

インターネット お客さまご自身で、ご契約後の各種お手続き(住所変更等)やご契約内容の照会ができる「スミセイダイレクトサービス」をご利用いただけます。

参照 P13～15「ご契約後の安心サービス」をご確認ください。 (ご利用時間)
月～土曜日：午前8時～午後11時45分／日曜日：午前8時～午後8時
(祝日・12/31～1/3を除く)
※満18歳未満の契約者は本サービスをお申し込みいただけません。

ホームページ <https://www.sumitomolife.co.jp>

生命保険募集人について

この保険商品のご検討に際しては、必ず外貨建保険販売資格を持つ生命保険募集人にご相談ください。

募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと住友生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はあ

りません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して住友生命が承諾したときに有効に成立します。また、ご契約の成立後に契約内容の変更等をされる場合にも、住友生命の承諾が必要となることがあります。

募集代理店からのお知らせ ～生命保険契約の金融機関でのお取扱いにあたって～

- 募集代理店である金融機関が保険商品の提案を行うにあたり、お客さまとの取引に関する情報(預金・為替取引・融資等の情報)について、お客さまの同意を得たうえで、お客さまへのコンサルティング上必要な範囲において利用することがあります。
- 保険契約のお申込みと、保険契約の締結に係るお客さまと募集代理店である金融機関との取引が、金融機関におけるお客さまに関する他の業務に影響を与えることはありません。
- 本商品は住友生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。したがって、預金保険機構の保護の対象ではありません(預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象となりません)。**
- 募集代理店が定める募集指針および相談窓口については募集代理店にご確認ください。
- 募集代理店では借り入れられた資金(他の金融機関での借入金を含みます)を保険料とする一時払終身保険のお申込みはお断りしています。
- 法令上の規制により、お客さまのお勤め先によっては、お申し込みいただけない場合があります。



ご検討にあたっては、「ご契約のしおりー定款・約款」「ご提案内容説明書(設計書)」を必ずご確認ください。詳細は、住友生命の募集代理店までお気軽にご相談ください。

この「契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報) 兼 商品パンフレット」の記載は、2022年4月現在のもので、各種お取扱い等、将来変更されることがあります。

〔募集代理店〕

PRESTIA

株式会社 SMBC 信託銀行

資料請求・お問合せ

0120-505-102

<https://www.smbctb.co.jp>

〔引受保険会社〕

住友生命保険相互会社

本 社 〒540-8512 大阪市中央区城見 1-4-35
電話 (06)6937-1435 (大代表)

〈ホームページ〉<https://www.sumitomolife.co.jp>

住友生命

検 索

笑顔の約束Ⅱ

5年ごと利差配当付指定通貨建終身保険(一時払い)(19)Ⅱ型

職業のみの告知で、
30歳～90歳
の方がお申し込みいただける
**指定通貨建
一時払終身保険**
です。

「大切なご家族」
「将来のご自身」に向けた
2つ
の約束

契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報) 兼 商品パンフレット

〔お申込みにあたって、生命保険募集人から、下記の点について口頭でご説明いたします。〕

- ① 契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報) 兼 商品パンフレットは、ご契約に際して特にご注意ください事項を記載(P17～39)していますので、ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いします。
- ② 保険金などをお支払いできない場合など、お客さまにとって不利益となる事項が記載(P36「注意喚起情報 8」)された部分は特に重要ですので、必ずお読みください。
- ③ 現在ご加入中の生命保険契約の解約・減額を前提として本商品のお申込みを検討されている場合、お客さまにとって不利益となる可能性があることが記載(P33「注意喚起情報 5」)されていますので、必ずご確認ください。



この商品は住友生命を引受保険会社とする**生命保険**です。**預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。**
解約時の市場金利、為替レートの変動等により、損失が生じるおそれがあります。

〔募集代理店〕

PRESTIA

〔引受保険会社〕



住友生命

人生100年時代を見据えた「のこす・つかう」準備のご提案

のこす「生命保険」を活用した3つのポイント

ポイント1 のこしたい人へののこせます

生命保険なら、原則遺産分割協議の**対象外**^(※1)なので、**あらかじめ指定した受取人に指定した金額をのこせます。**

(※1) 生命保険金は、受取人固有の財産とされています。ただし、相続人の間で著しい不公平が生じる場合には、この限りではありません。

ポイント2 スムーズに現金化できます

生命保険なら、**あらかじめ指定された受取人が単独で請求でき、死亡保険金は請求から原則5営業日以内に支払われます**^(※2)。

(※2) 死亡保険金などのご請求があった場合、完備された請求書類が住友生命に到着した日の翌日から起算して5営業日以内にお支払いします。ただし、死亡保険金などをお支払いするための確認・照会・調査が必要な場合はこの限りではありません。

ポイント3 死亡保険金の相続税非課税枠を活用できます

生命保険の死亡保険金には一定の相続税非課税枠があります。

生命保険金の非課税枠
(相続税法第12条)

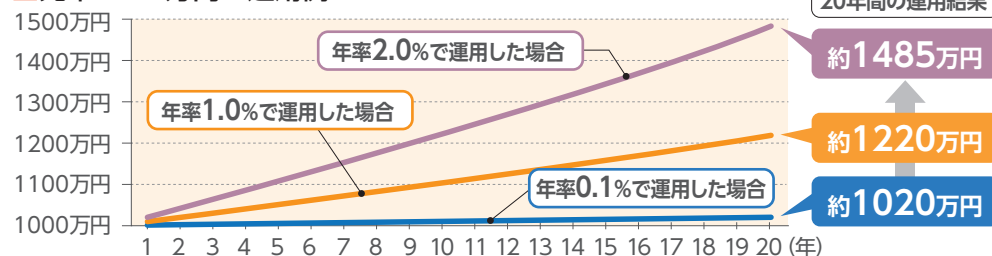
非課税枠 = 500万円 × 法定相続人の数

※「契約者(保険料負担者)=被保険者」で死亡保険金受取人が相続人の場合に限りです。

のこす準備をしつつ、将来つかえるお金の準備もできます

ポイント 計画的な資金作りが必要です

■元本1000万円の運用例 ※万円未満を切り捨てて記載しています



! 税務にかかわる説明は2022年4月現在の内容で、将来変更されることがあります。なお、税務取扱いに関して不明な点がある場合は、所轄の税務署や税理士等の専門家にご相談・ご確認ください。

＜本商品の死亡保険金受取人の指定可能範囲＞ 被保険者からみた続柄が「配偶者」または「3親等以内の親族」



※左記は受取人の指定可能範囲ですが、相続税の非課税枠が適用可能となる相続人の範囲とは異なります。

＜死亡保険金のお支払いイメージ＞



請求後、原則5営業日以内にお支払い



円貨もしくは指定通貨(米ドルまたは豪ドル)でお受取り

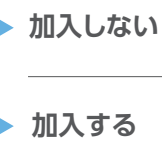
＜死亡保険金の非課税枠活用イメージ＞ 例 1500万円の保険料で1500万円の生命保険に加入し、他に生命保険契約をお持ちでないとき

契約者(保険料負担者)・被保険者=被相続人、保険金受取人=相続人 法定相続人が3人の場合



現状
預金:1500万円

生命保険に



加入しない
加入する

相続発生時

預金1500万円
相続税の評価額:1500万円
生命保険金:1500万円
相続税の評価額:0円

ご自身のタイミングで解約し、解約返戻金を趣味などにあてることができます

ゆとりある老後を送るために必要と考える生活費^(※3)



月々 約**36万円**(年間約**432万円**)

要介護状態になった場合に必要と考える費用^(※4)



必要資金総額 平均**3311万円**

※公的介護保険の範囲外の費用に対して必要と考える初期費用と月々の費用の合計をあわせた必要資金総額の平均

(※3) 出典:公益財団法人生命保険文化センター 令和元年度「生活保障に関する調査」

(※4) 出典:公益財団法人生命保険文化センター 2021(令和3)年度「生命保険に関する全国実態調査(速報版)」

笑顔の約束Ⅱ

5年ごと利差配当付指定通貨建終身保険(一時払い)(19)Ⅱ型

ご家族に「のこす」準備をしながら
ご自身のタイミングで「つかえる」
外貨建一時払終身保険です

[死亡保険金について]

万が一の時は大切な資産を
ふやして
家族にのこす



約束
1

「約束1の機能」は4ページを開く

期間	通貨	のこせる金額
ご契約当初 2年間	 	ご契約当初2年間の死亡 保険金を抑えています。 一時払保険料の円換算額 または円貨払込額を最低 保証します。
ご契約から 2年経過 以後		指定通貨建で 大きくしています。



参照 P5・6「(災害)死亡保険金のしくみ図(イメージ)」をご確認ください。

※ご契約時に選択いただく、ご契約に適用する通貨(米ドルまたは豪ドル)のことを
「指定通貨」といい、「指定通貨建」とは、円建ではなく外貨建であることを意味します。



- この保険には、お客さまにご負担いただく費用があります。詳細はP27・28「注意喚起情報『お客さまにご負担いただく費用は以下のとおりです。』」をご確認ください。
- その他、各取扱いの範囲・留意事項等についてP17～「契約概要／注意喚起情報」をご確認ください。

職業のみ
の告知で
お申し込み可能

最低一時払保険料 **100万円^(※2)** から
最高死亡保険金額 **9億円^(※3)** まで
お申し込み可能

(※2)円貨でのお払込みの場合。(※3)円換算した金額。

参照 年齢により取扱範囲が異なります。詳細はP20「契約概要 4」をご確認ください。

[解約返戻金について]

約束
2

将来、自分のために
ふやして
つかえる



「約束2の機能」は3ページを開く

期間	通貨	つかえる金額
ご契約当初 15年間		金利状況に よって、 変動します。 (市場価格調整を 適用します。)
ご契約から 15年経過 以後		ご契約時に 指定通貨建で 確定します。 (基本保険金額を上限に 増加します。)

「解約返戻金のイメージ」



15年間は変動します。

「解約返戻金のイメージ」



15年経過以後は変動しません。

参照 P7・8「解約返戻金のしくみ図(イメージ)」をご確認ください。

- 為替レートや市場金利の変動等により損失が生じるおそれがあります。詳細はP9・10「必ずお客さまにご確認いただきたい事項」をご確認ください。
- 解約した場合、以後の保障はなくなります。

約束
2

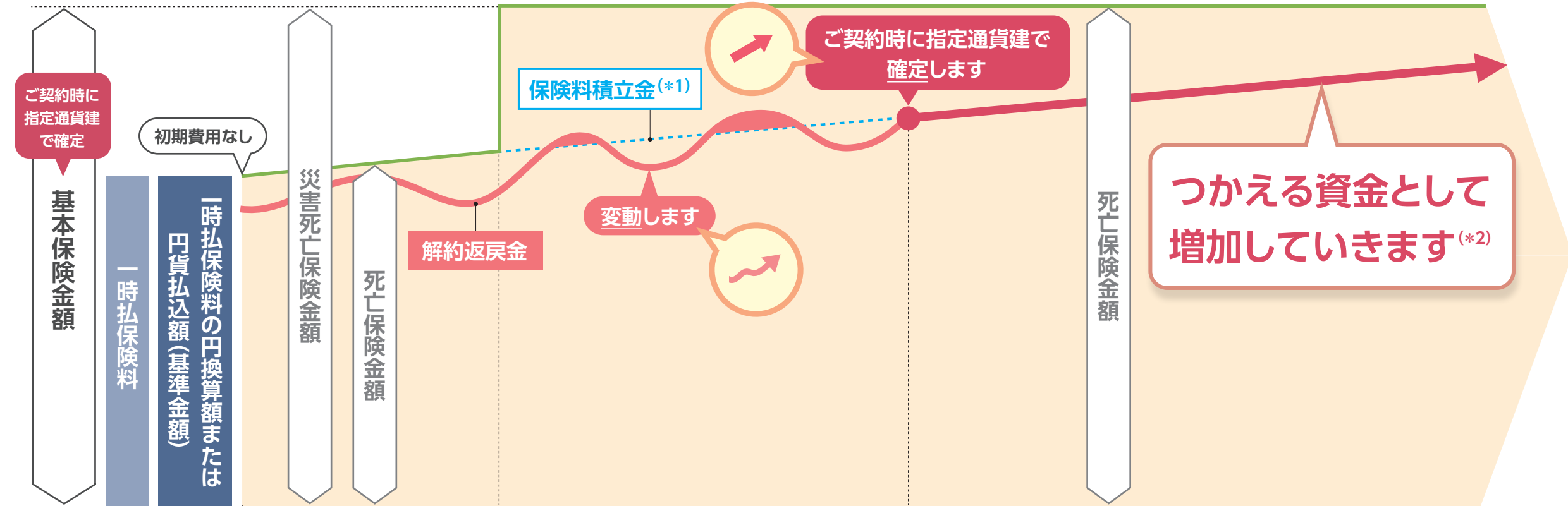
つかえる機能

ご契約時に指定通貨を  (米ドル) ・  (豪ドル) から選択いただきます
(指定通貨はご契約後変更できません)。

のこす機能

約束
1

■解約返戻金のしくみ図(イメージ)



※基準金額は円建 、基準金額以外はすべて指定通貨建   です。

契約日

15年間

15年経過以後

つかえるお金
解約返戻金
について

市場価格
調整の適用

15年間適用します

市場価格調整を適用し計算するため、市場金利の変動により解約返戻金計算基準日の保険料積立金額から増減します。

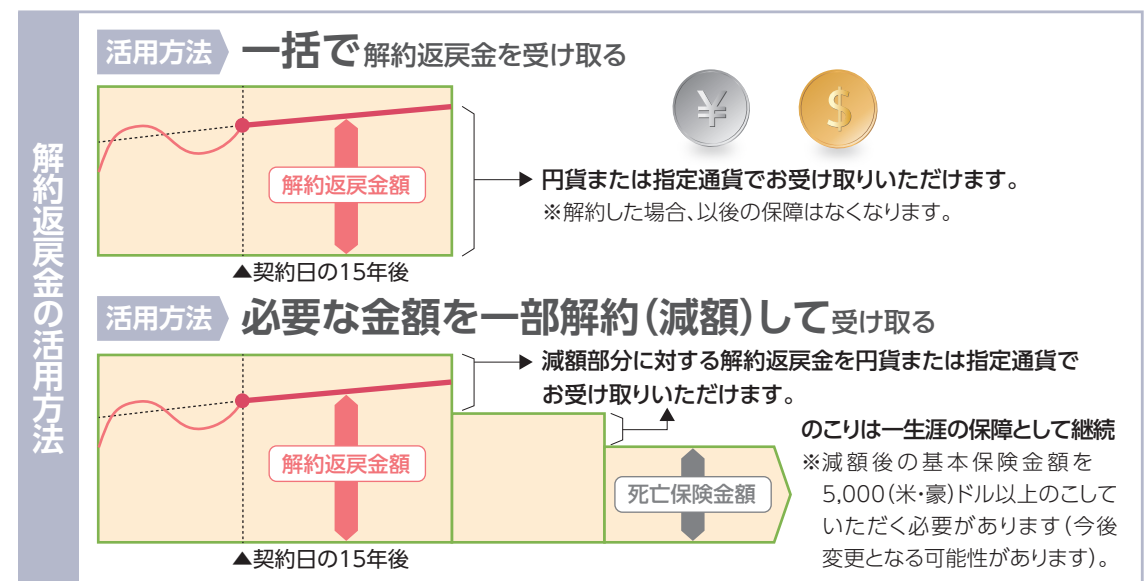
解約控除
の適用

10年間適用します

所定の控除率は下表をご確認ください。

【解約控除】解約返戻金を計算する際の所定の控除率(一時払保険料相当額に乘じる割合)

契約日からの経過年数	1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満	5年以上6年未満
控除率	5.0%	4.5%	4.0%	3.5%	3.0%	2.5%
契約日からの経過年数	6年以上7年未満	7年以上8年未満	8年以上9年未満	9年以上10年未満	10年以上	
控除率	2.0%	1.5%	1.0%	0.5%	0%	



解約返戻金等はすべて指定通貨建です。解約返戻金等を円貨で受け取る場合には、請求時の為替レートで円換算するため、ご契約時の円貨での払込金額等を下回ることがあります。また、市場価格

調整および解約控除等により、解約返戻金額が一時払保険料を下回ることもあり、それぞれ損失が生じるおそれがあります。詳細はP9・10「必ずお客さまにご確認いただきたい事項」をご確認ください。

約 束
2

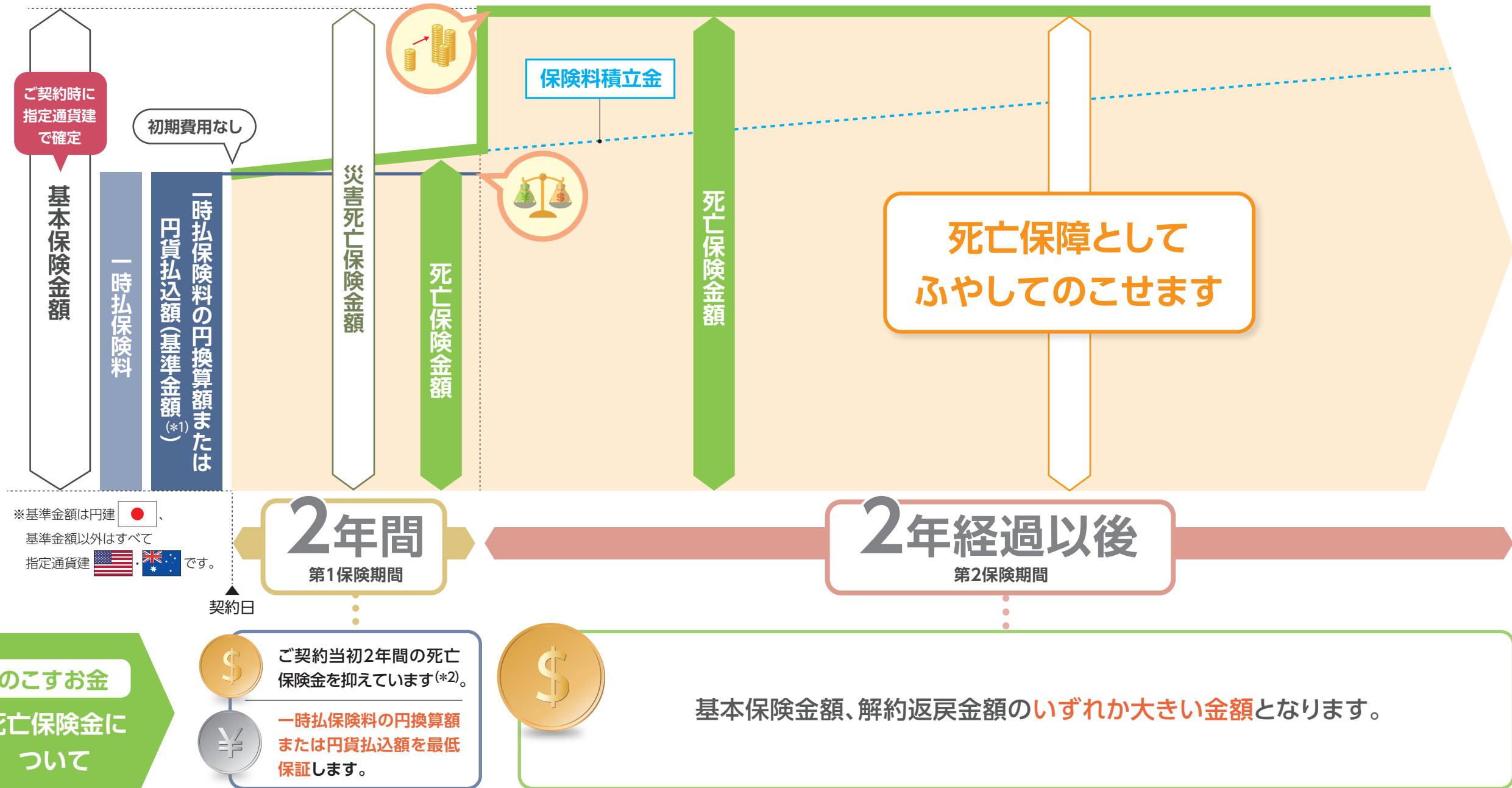
つかえる機能

ご契約時に指定通貨を  (米ドル) ・  (豪ドル) から選択いただきます
(指定通貨はご契約後変更できません)。

のこす機能

約 束
1

■ (災害) 死亡保険金のしくみ図 (イメージ)



参照 最低保証に関する詳細はP21～23「契約概要 6」の「初期死亡時円換算支払額最低保証特約」をご確認ください。

(※1) 基準金額とは、払込通貨に応じて次の金額をいいます。払込通貨が円貨の場合：円貨払込額。
 なお、基本保険金額が減額された際にはその割合に応じて基準金額は減額されます。払込通貨が指定通貨の場合：
 一時払保険料に住友生命が保険料を受け取った日(住友生命が指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日)の住友生命所定の為替レートを乗じた金額。

参照 解約返戻金についてはP7・8「解約返戻金のしくみ図(イメージ)」をご確認ください。

(※2) 第1保険期間の死亡保険金額は、一時払保険料相当額・保険料積立金相当額・解約返戻金相当額のうち最も大きい金額です(災害死亡保険金は、基本保険金額・解約返戻金相当額のいずれか大きい金額)。(災害)死亡保険金を指定通貨でお受け取りいただく場合は、最低保証はありません。

介護に備える特約もご用意しております。 詳細はP12「介護」をご確認ください。



●基準金額以外は指定通貨建です。(災害)死亡保険金を円貨で受け取る場合には、請求時の為替レートで円換算するため、ご契約時の円貨での払込金額等を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。詳細はP9・10「必ずお客さまにご確認いただきたい事項」をご確認ください。

●ご契約から2年経過以後(第2保険期間)の死亡保険金のお支払いについて、基準金額の最低保証はありません。また、解約返戻金についてはご契約当初より最低保証はありません。

必ずお客さまにご確認いただきたい事項

ご契約例	契約年齢	指定通貨	払込金額	一時払保険料 ^(※1)	積立利率		市場価格調整用利率	2年経過以後の死亡保険金額 ^(※2) A	15年経過時点の解約返戻金額 B
					ご契約当初10年間	10年経過以後			
	60歳・女性	米ドル	1000万円	100,000米ドル	1.50%	1.85%	2.50%	162,230米ドル	122,516米ドル

(※1) 住友生命所定の為替レートを1米ドル=100円とし、1000万円を100,000米ドルに換算しています。
(※2) 記載の数値は基本保険金額です。基本保険金額よりも解約返戻金相当額の方が大きい場合、解約返戻金相当額をお支払いします。
※ドル未満を切り捨てて記載しています。
[参照](#) 積立利率についてはP18「[積立利率について](#)」を、市場価格調整用利率についてはP24～26「[契約概要 8](#)」をご確認ください。

死亡保険金、解約返戻金を円貨で受け取る場合等には、請求時の為替レートを適用するため、為替レートの変動の影響を受け、**損失が生じるおそれがあります。**

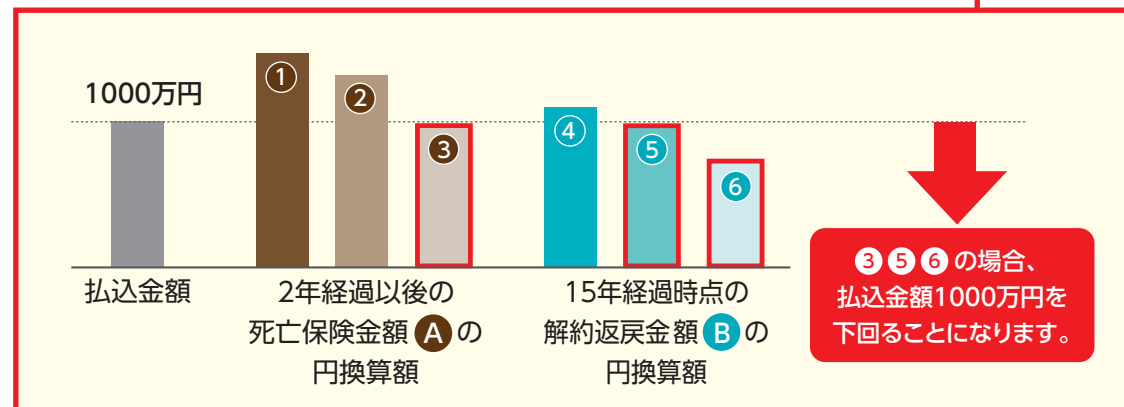
- 円貨での受取額は、為替レートがご契約時から変動しなかった場合と比べ、少なくなることがあります。
- 円貨での受取額は、ご契約時の円貨での払込金額等を**下回ることがあります。**

＜ご契約例に基づいた為替リスクの例＞(万円未満を切り捨てて記載しています。)

請求時の住友生命の 為替レート		2年経過以後の 死亡保険金額 A の 円換算額	15年経過時点の 解約返戻金額 B の 円換算額
円安	120円の場合	1946万円	1470万円
ご契約時と同じ	100円の場合	1622万円	1225万円
円高	90円の場合	① 1460万円	④ 1102万円
	81円の場合 ^(※3)	② 1314万円	⑤ 992万円
	61円の場合 ^(※3)	③ 989万円	⑥ 747万円

(※3) 15年経過時点の解約返戻金額、2年経過以後の死亡保険金額の損益分岐レートを記載しています。

＜円高時の円貨での受取りイメージ＞(払込金額と①～⑥の金額の比較。)



安心ポイント

「**円建終身保険変更制度**」によって円建で死亡保険金額・解約返戻金額を確定させることができます。

[参照](#) P21～23「[契約概要 6](#)」の「[円建終身保険変更制度](#)」をご確認ください。

市場価格調整および解約控除等により、解約返戻金額は一時払保険料を下回ることがあり、**損失が生じるおそれがあります。**

市場価格調整とは

この保険は、一時払保険料を住友生命が各指定通貨建の債券などで運用していますが、債券の価格は市場金利の変動に応じて変動します。この価格変動を解約返戻金額に反映させるしくみを「市場価格調整」といいます。一般に市場金利と債券価格の相関は下図のとおりです。

債券価格

市場金利

市場金利が高くなれば、債券価格は**下落**し、解約返戻金は減少します。

市場金利

債券価格

市場金利が低くなれば、債券価格は**上昇**し、解約返戻金は増加します。

このように、市場金利の変動により、解約返戻金額は解約返戻金計算基準日の保険料積立金額から増減します。

安心ポイント

15年経過以後、適用はありません
(解約返戻金額は変動しません)

解約控除とは

解約または減額（一部解約）された場合や円建終身保険に変更する場合にご負担いただく費用です。その費用は解約返戻金を計算する際に契約日からの経過年数に応じた控除率を一時払保険料相当額に乗じた金額となります。

安心ポイント

10年経過以後、適用はありません

＜ご契約例に基づいたご契約から1年経過時点の解約返戻金額例＞(ドル未満を切り捨てて記載しています。)

市場価格調整用利率	ご契約時より1%上昇	ご契約時と同じ	ご契約時より1%低下
1年経過時点の解約返戻金額	84,035米ドル	96,926米ドル	111,848米ドル

上記解約返戻金額には**解約控除として4,500米ドルが控除されています。**

(一時払保険料相当額100,000米ドル×所定の控除率4.5%で算出。)

[参照](#) P27・28「[注意喚起情報](#)」お客さまにご負担いただく費用は以下のとおりです。」をご確認ください。

市場価格調整および解約控除等により一時払保険料を下回る例

のこすお金(死亡保険金額)・ つかえるお金(解約返戻金額)の例

ご契約例	指定通貨	一時払保険料	積立利率(*1)		市場価格 調整用利率(*2)
			ご契約当初10年間	10年経過以後	
	米ドル	100,000米ドル	1.50%	1.85%	2.50%

■50歳～80歳の男性・女性の金額例（数値は一時払保険料に対する指定通貨建の金額の割合。）
（小数点第二位を切り捨てて記載しています。）

契約年齢		のこすお金(死亡保険金額)		つかえるお金(解約返戻金額)					
		2年間	2年経過以後 一生涯(*4)	10年経過時点			15年経過時点		20年経過時点
				市場価格調整用利率			ご契約時に 確定	実質的な 利回り (*5)	ご契約時に 確定
				ご契約時より 1%上昇	ご契約時と同じ	ご契約時より 1%低下			
男性	50歳	一時払 保険料の 円換算額 または 円貨払込額 を最低保証 (*3)	173.0%	108.1%	113.5%	119.2%	122.2%	1.34%	131.1%
	60歳		148.2%	107.0%	112.3%	118.0%	120.0%	1.22%	127.0%
	70歳		128.7%	105.0%	110.2%	115.8%	115.4%	0.95%	119.3%
	80歳		114.5%	101.1%	106.1%	111.5%	108.8%	0.56%	110.6%
女性	50歳	円貨払込額 を最低保証 (*3)	190.7%	108.6%	114.0%	119.7%	123.5%	1.41%	133.6%
	60歳		162.2%	108.2%	113.6%	119.3%	122.5%	1.36%	131.3%
	70歳		138.6%	106.8%	112.2%	117.8%	119.1%	1.17%	124.8%
	80歳		120.7%	103.5%	108.7%	114.1%	112.6%	0.79%	115.4%

※実質的な利回りは小数点第三位を切り捨てて記載しています。

■60歳・女性の金額例（ドル未満を切り捨てて記載しています。）

このすお金(死亡保険金額)		つかえるお金(解約返戻金額)					
2年間	2年経過以後 一生涯(*6)	10年経過時点			15年経過時点		20年経過時点
		市場価格調整用利率			ご契約時に 確定	実質的な 利回り (*5)	ご契約時に 確定
		ご契約時より 1%上昇	ご契約時と同じ	ご契約時より 1%低下			
一時払保険料の円換算額 または円貨払込額 を最低保証(*3)	162,230 米ドル	108,272 米ドル	113,658 米ドル	119,368 米ドル	122,516 米ドル	1.36%	131,308 米ドル

(※1) 積立利率とは、死亡保険金額等を定めるにあたっての前提となる利率(ご契約の締結・維持に必要な費用を差し引いて計算される利率)であり、金利情勢に応じて毎月1日と16日に設定します。この保険では、ご契約当初10年間と10年経過以後に適用する2つの積立利率がありますが、いずれもご契約時に確定します。なお、保険料積立金の計算にあたって、死亡保障等に必要なる費用を控除するため、積立利率は実質的な利回りとは異なります。

(※2) 市場価格調整用利率とは、指定通貨の市場金利をもとに住友生命が定める利率です。

(※3) 第1保険期間の死亡保険金額は、一時払保険料相当額・保険料積立金相当額・解約返戻金相当額のうち最も大きい金額です。

(災害死亡保険金は、基本保険金額・解約返戻金相当額のいずれが大きき金額)。(災害)死亡保険金を指定通貨でお受け取りいただく場合は、最低保証はありません。

(※4) 記載の数値は一時払保険料に対する基本保険金額の割合です。基本保険金額よりも解約返戻金相当額の方が大きい場合、解約返戻金相当額をお支払いします。

(※5) 本商品の実質的な利回りとは、一時払保険料に対する15年後の契約応当日における解約返戻金相当額の年換算利回り(複利)をいいます。

(※6) 記載の数値は基本保険金額を記載しています。基本保険金額よりも解約返戻金相当額の方が大きい場合、解約返戻金相当額をお支払いします。

- ご提案時の積立利率、市場価格調整用利率および死亡保険金・解約返戻金等の金額例は、「ご提案内容説明書(設計書)」をご確認ください。
- 実質的な利回りは指定通貨建での利回りであり、円建での利回りではありません。
- 実質的な利回りは15年後の契約応当日以外の日付で解約した場合に支払われる解約返戻金の利回りを保証するものではありません。

介護

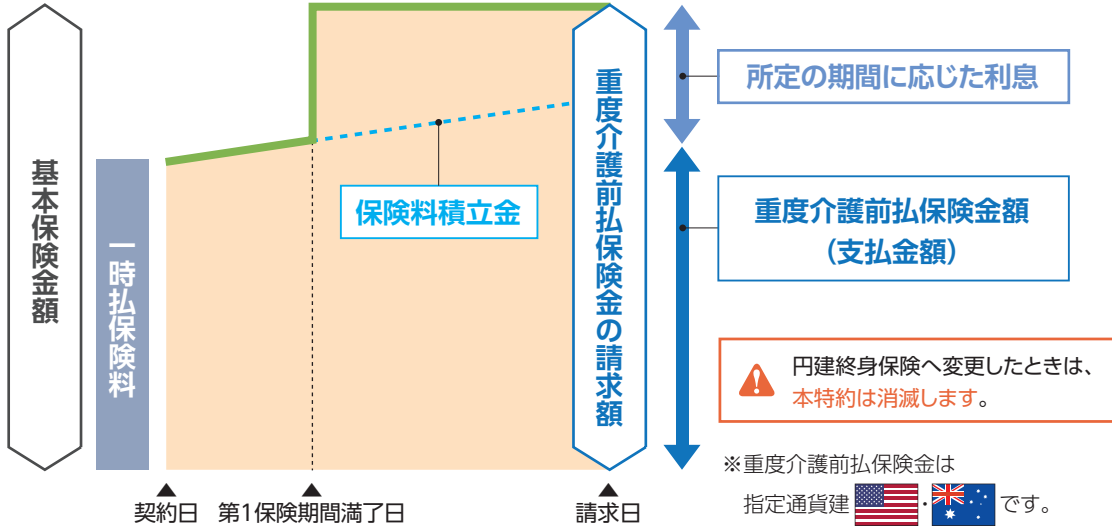
介護に備える特約を付加いただけます (重度介護前払特約)

- 「重度介護前払特約」を付加することで、ご契約から2年経過以後(第2保険期間)、被保険者の年齢が満65歳以上かつ公的介護保険制度の要介護4または要介護5に該当した場合、ご請求により、将来の死亡保険金の全部または一部にかえて「重度介護前払保険金」を被保険者にお支払いします。
- 「重度介護前払保険金」は、請求額から所定の期間に応じた利息を差し引いた金額または請求日における請求額に対応する解約返戻金相当額のいずれか大きい金額となります。
- 重度介護前払保険金は被保険者が受け取られる場合、全額非課税となります。

しくみ図(イメージ)【重度介護前払特約を付加した場合】

ご契約例	契約年齢	指定通貨	一時払保険料	積立利率		2年経過以後の死亡保険金額(*7)
				ご契約当初10年間	10年経過以後	
	50歳・女性	米ドル	100,000米ドル	1.50%	1.85%	190,740米ドル

(※7)記載の数値は基本保険金額です。



■65歳または80歳の時に重度介護前払保険金の請求額として基本保険金額と同額を請求された場合

契約 年齢	請求時の 年齢	重度介護 前払保険金額 (支払金額)	ご参考		
			請求額から差し引かれる 所定の期間に応じた利息(*8)	請求時の死亡保険金額 (基本保険金額)	請求時の 解約返戻金額(*9)
50歳	65歳	134,658米ドル	56,082米ドル	190,740米ドル	123,523米ドル
	80歳	160,859米ドル	29,881米ドル	190,740米ドル	154,384米ドル

※「所定の期間に応じた利息」は1米ドル未満を切り上げ、「請求時の死亡保険金額」「重度介護前払保険金額(支払金額)」「請求時の解約返戻金額」は1米ドル未満を切り捨てて記載しています。

(※8) 所定の期間に応じた利息は、利息の計算に用いる利率および性別・請求時年齢により計算されます。このため、実際の支払金額は契約日時点の利率等により異なります。

(※9) 解約返戻金額が上記支払金額(請求額から利息を差し引いた金額)を超える場合、解約返戻金相当額を支払います。

参照 P21～23「契約概要 6」の「重度介護前払特約」をご確認ください。

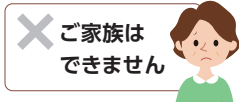
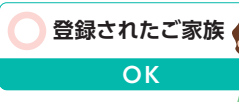
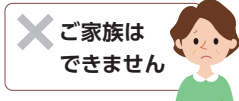
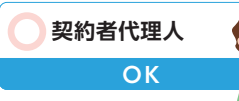
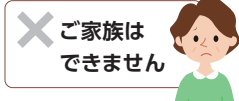
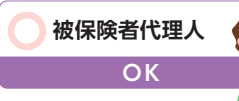
- 本特約の付加は、住友生命の他の保険も通じて被保険者おひとりにつき1契約に限ります。
- 重度介護前払保険金を円貨で受け取る場合、請求時の為替レートで円換算するため、為替レートの影響を受けます。

ご契約後の安心サービス

スミセイのご家族アシストプラス

無料 「ご家族登録サービス」 「契約者代理制度」「被保険者代理制度」の3つのサービス・制度があります

たとえばこんなときに役立ちます

	何も申し込んでいない場合	スミセイのご家族アシストプラスなら
契約内容の確認	ご家族としては契約内容を知っておきたいが、 確認できない。  	A ご家族登録サービス 
契約内容の変更	契約者が意思表示できず、 手続きできない。  	B 契約者代理制度 契約者が 手続きする意思表示が できなくても… 
保険金等の請求	被保険者が意思表示できず、 保険金等を請求できない。  	C 被保険者代理制度 被保険者が 請求する意思表示が できなくても… 

*保障の対象となる人

A ご家族登録サービス

POINT

- あらかじめ登録されたご家族も**契約内容等**について、問い合わせできます。
- 契約者と連絡がとれない場合でも、ご家族を通じて契約者の**連絡先**を確認させていただくことで、大切な通知物を確実にお届けします。



- ・契約者が70歳以上、かつ契約者と登録されたご家族の住所が異なる場合、契約成立後に登録されたご家族あてに「ご家族登録サービス等に関するお知らせ(通知)」を送付します。
- ・住友生命から通知物が届くことをご家族にお伝えください。
- ※「ご家族登録サービス規約」は住友生命ホームページにてご案内しております。

「ご家族登録サービス規約」はコチラ



■ご家族に確認のうえ同意いただきたい事項

登録するご家族には①②、
被保険者には③について
同意を得てください。

- ① 各サービス・制度に登録し、お手続き完了後に利用できること
- ② ご家族の情報(氏名、生年月日、住所、電話番号等)を住友生命に開示すること
- ③ 被保険者の情報(氏名、生年月日)を登録したご家族に開示すること(傷病名等のセンシティブ情報は除きます)

B 契約者代理制度

POINT

- 契約者が契約に関するお手続きの意思表示ができない場合等に、あらかじめ指定された契約者代理人が**住友生命所定のお手続き**を行うことができます。



※契約者が他に加入の住友生命商品も含めて、被保険者として認知症等を理由に保険金等の支払いを受けた後は、契約者が手続きを行う際に、契約者代理人の同意が必要になります。

契約者代理人ができる住友生命所定のお手続きについて

対象となるお手続き例

- 住所変更
 - 基本保険金額の減額
 - 解約
- 等

対象外となるお手続き

- 死亡保険金受取人の変更
- 契約者の変更
- 契約者代理人の変更

C 被保険者代理制度

POINT

- 被保険者が受取人となる**保険金等**について、被保険者が請求する意思表示ができない場合等に、あらかじめ指定された被保険者代理人が**保険金等のご請求**をすることができます。



※被保険者代理制度は被保険者=受取人の場合に限りご利用いただけます。

B 契約者代理制度、**C** 被保険者代理制度のご利用には **A** ご家族登録サービスの申込みが必要となります。

参照 P21～23「契約概要 6」をご確認ください。

ご契約後の安心サービス

パソコン・スマートフォンで簡単にお手続きができます！

スミセイダイレクトサービス

契約内容の確認やお手続きをしたいとき



ご契約内容照会
サービス

お客さまご自身で契約内容等をご確認いただけます。
[為替レート掲載予定時間] ※掲載時刻が下記時刻以降となる場合があります。

米ドル

午前10時00分頃

豪ドル

午前10時40分頃



各種お手続き
サービス

住所変更等のお手続きや書類の請求が簡単にできます。

解約返戻金の増減を確認したいとき



メールお知らせ
サービス

ご契約から6か月経過以後、解約返戻金の円換算額^(※1)が基準金額から10%増加、減少するつど、ご登録いただいたメールアドレスあてにお知らせします。
(※1)住友生命所定の為替レートにより円換算した金額。

タイミングを逃さず解約をしたいとき



ネット・電話による
即日解約サービス

インターネットや電話で解約のお手続きが可能です。請求日時点の解約返戻金の円換算額^(※2)^(※3)をご指定の口座に送金^(※4)します。
(※2)住友生命所定の為替レートにより円換算した金額。
(※3)請求日時点の解約返戻金を住友生命所定の為替レートにより円換算した金額が3000万円以下である必要があります。
(※4)請求日の3～4営業日後に特定取引用口座に送金します。

お申込み時に「スミセイダイレクトサービス特定取引用口座・特定取引用暗証番号登録・変更申込書」をご提出いただく必要があります。

ネット・電話解約ご利用可能時間

インターネット

(平日) 午前11時～午後11時45分

電話 (0120-506081)

(平日) 午前11時～午後6時



マイナンバー
(個人番号)の登録

マイナンバー(個人番号)をご登録いただくことができます。ご登録により、今後お手続きの際に「マイナンバー提供書」の提出が不要となります。

【スミセイダイレクトサービスお申込み方法について】

- ご契約時にあわせてお申し込みください。
- 「スミセイダイレクトサービス登録のご案内」を後日郵送にてお送りします。
- 住友生命ホームページにアクセスのうえ、「スミセイダイレクトサービス登録のご案内」に沿ってログインしてください。

※ご契約時ではなく、後日、ご利用開始されたい場合は住友生命のお問合せ窓口へご連絡ください。

2次元コードからも
ログイン画面へアクセス可能です。



※スミセイダイレクトサービスの内容について記載した「スミセイダイレクトサービス規定」は住友生命ホームページにてご案内しております。

※記載の内容は、2022年4月現在のものであり、将来変更することがあります。

一時払保険料のお払込みについて

払込通貨とクーリング・オフの際の払い戻しについて

●この保険は指定通貨(米ドルまたは豪ドル)建の生命保険です。一時払保険料は指定通貨(米ドルまたは豪ドル)、円貨^(※1)でお払い込みいただくことができます。お手持ちの通貨に合わせてご選択ください。

(※1)保険料円貨払込特約(一時払い)を付加していただいていた場合

●この保険にはクーリング・オフの適用があります。お申込みの撤回またはご契約の解除(以下、「お申込みの撤回等」といいます。)をした場合、お客さまには住友生命にお払い込みいただいた通貨で、払込金額と同額を払い戻します。

●払込通貨と一時払保険料、払い戻す通貨の関係は下表のとおりとなります。

お手持ちの通貨	保険料 円貨払込特約 (一時払い)	住友生命に保険料として お払い込みいただく通貨	お申込みの 撤回等に伴い 払い戻す通貨
円貨	付加する	円貨 住友生命にて 円貨を指定通貨 (米ドルまたは豪ドル) へ換算 ^(※2) します	円貨
	付加しない	指定通貨 (米ドルまたは豪ドル) お客さまにて 金融機関等で円貨を 指定通貨(米ドルまたは豪ドル)に交換 ^(※3) が 必要です	指定通貨 (米ドルまたは豪ドル) ^(※4)
指定通貨 (米ドルまたは豪ドル)	付加しない	指定通貨 (米ドルまたは豪ドル) そのまま お払い込みください	指定通貨 (米ドルまたは豪ドル)

ご選択いただいた指定通貨(米ドルまたは豪ドル)建の
一時払保険料としてご契約に充当

(※2)円貨でお払い込みいただく場合、払い込まれた金額を住友生命が保険料を受け取った日(住友生命が指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日)の住友生命所定の為替レートにより指定通貨(米ドルまたは豪ドル)へ換算し、その金額が一時払保険料として払い込まれたものとして取り扱います。

(※3)お手持ちの円貨を金融機関等で指定通貨(米ドルまたは豪ドル)に交換する場合、金融機関所定の為替手数料のご負担が生じます。詳しくは取扱金融機関にご確認ください。

(※4)お申込みの撤回等に伴い払い戻す通貨は住友生命へのお払い込み時と同じ通貨となりますので、払い戻された通貨を元の円貨に交換するときは、為替レートの変動による為替差損や為替手数料のご負担により当初の円貨額を下回る(元本割れする)ことがあります。

参照 保険料円貨払込特約(一時払い)についての詳細はP21～23「契約概要 6」の「保険料円貨払込特約(一時払い)」をご確認ください。

参照 クーリング・オフの際のお取扱いについての詳細はP30・31「注意喚起情報 1」をご確認ください。

外貨普通預金口座の作成について

●本商品は、指定通貨建(外貨建)の保険金等が支払われる指定通貨建(外貨建)の生命保険です。
●本商品の保険料を円貨でお払い込みいただく場合でも、保険金等を指定通貨で受け取る場合は、契約者さまや受取人さま名義の外貨普通預金口座が必要となります。

●なお、お申し出により保険金等を円貨でお受け取りいただくことも可能です。

契約概要

■この「契約概要」は、**ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています**。「注意喚起情報」および「ご契約のしおりー定款・約款」とあわせて、**ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください**。

■「契約概要」に記載のお支払理由等は、概要や代表事例を示しています。

詳細 お支払理由等の詳細および主な保険用語の説明等については「ご契約のしおりー定款・約款」に記載していますのでご確認ください。

➔ 1 引受保険会社について

- **引受保険会社** **住友生命保険相互会社**
- **住所** 本社 〒540-8512 大阪市中央区城見1-4-35
- **電話** ご契約後のお手続きは住友生命が行います。
住友生命のお問合せ窓口 ☎0120-506081
- **ホームページ** <https://www.sumitomolife.co.jp>

➔ 2 商品の特徴について

■「笑顔の約束Ⅱ」は、住友生命の「5年ごと利差配当付指定通貨建終身保険（一時払い）（19）Ⅱ型」の愛称です。

■この保険は、指定通貨（米ドルまたは豪ドル）建の終身保険です。米ドルはアメリカ合衆国の通貨、豪ドルはオーストラリア連邦の通貨です。ご契約時に通貨を選択いただき、ご契約後変更できません。

■第1保険期間（ご契約当初2年間）の死亡保険金額を抑えることで、第2保険期間（ご契約から2年経過以後）の死亡保険金額を大きくしています。

■この保険では初期死亡時円換算支払額最低保証特約を付加しており、第1保険期間（ご契約当初2年間）の（災害）死亡保険金のお支払いについて、基準金額を最低保証します。

参照 P21～23「契約概要 6」の「初期死亡時円換算支払額最低保証特約」をご確認ください。

■ご契約当初15年間の解約返戻金額は市場価格調整を適用し計算するため、市場金利の変動により解約返戻金計算基準日の保険料積立金額から増減します。ご契約から15年経過以後の解約返戻金額は、市場価格調整を適用しないため、解約返戻金計算基準日の保険料積立金額と同額となり、ご契約時に指定通貨建で確定します。

参照 P24～26「契約概要 8」をご確認ください。

次ページにつづく➔

■重度介護前払特約を付加することで、第2保険期間中、請求日時点で被保険者の年齢が満65歳以上かつ公的介護保険制度の要介護4または要介護5に該当していると認定されている場合、ご請求により将来の死亡保険金の全部または一部にかえて、重度介護前払保険金を被保険者にお支払いします。

参照 P21～23「契約概要 6」の「重度介護前払特約」をご確認ください。

■契約日の1年後の契約応当日以後、契約者からのお申し出により、変更請求日における解約返戻金の円換算額を原資として、変更請求日の翌日に円建終身保険に変更することができます。

参照 P21～23「契約概要 6」の「円建終身保険変更制度」をご確認ください。

■保険料のお払込みや死亡保険金、解約返戻金等のお支払いは指定通貨となります。なお、保険料円貨払込特約（一時払い）を付加していただくことにより、一時払保険料を指定通貨にかえて円貨でお払い込みいただけます。また、お申し出により死亡保険金、解約返戻金等を円貨でお支払いします。

■ご契約に適用する積立利率は金利情勢に応じて毎月1日と16日に設定します。そのため、**お申込み月の15日または月末までに保険料のお払込みと告知をいただけない場合、ご契約に適用される積立利率は、お申込み時にご案内した積立利率と変わることがあります。この場合、基本保険金額・解約返戻金額等も変わります**。また、金利情勢によっては、新規ご契約のお取扱いができないこともあります。

〈積立利率について〉

- 積立利率とは、死亡保険金額等を定めるにあたっての前提となる利率（ご契約の締結・維持に必要な費用を差し引いて計算される利率）であり、金利情勢に応じて毎月1日と16日に設定します。
- この保険では、ご契約当初10年間と10年経過以後に適用する2つの積立利率がありますが、いずれもご契約時に確定します。また、保険料積立金は積立利率を適用し計算します。ただし、保険料積立金の計算にあたって、死亡保障等に必要な費用を控除するため、積立利率は実質的な利回りとは異なります。

参照 本商品のしくみ図（イメージ）についてはP5～8をご確認ください。

- この保険には、お客さまに**ご負担いただく費用があります**。詳細はP27・28「注意喚起情報『お客さまにご負担いただく費用は以下のとおりです。』」をご確認ください。
- また、為替レートや市場金利の変動等により**損失が生じるおそれがあります**。為替リスクについてはP20「契約概要 5」を、市場金利の変動リスクについてはP24～26「契約概要 8」をご確認ください。
- その他、各取扱いの範囲・留意事項等について詳細は次ページ以降をご確認ください。

→ 3 保障内容について

お支払いする保険金		お支払理由	お支払金額	受取人
第1保険期間 (ご契約当初2年間)	死亡保険金	被保険者が死亡されたとき(*1)	一時払保険料相当額、保険料積立金相当額、解約返戻金相当額のうち最も大きい金額	死亡保険金受取人
	災害死亡保険金	被保険者が第1保険期間中に、次のいずれかに該当したとき 1. 責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に死亡されたとき 2. 責任開始期以後に発病した所定の感染症(*2)を直接の原因として死亡されたとき	基本保険金額または解約返戻金相当額のいずれか大きい金額	
第2保険期間 (ご契約から2年経過以後)	死亡保険金	被保険者が死亡されたとき	基本保険金額または解約返戻金相当額のいずれか大きい金額	

(*1) ただし、災害死亡保険金が支払われる場合を除きます。

(*2) コレラ、腸チフス、細菌性赤痢など、約款所定の感染症です。

【詳細】「ご契約のしおりー定款・約款」の『普通保険約款の別表』をご確認ください。

■死亡保険金などをお支払いできない場合の例は、以下のとおりです。

- ・告知義務違反としてご契約が解除となった場合
- ・死亡保険金受取人の故意による場合
- ・責任開始日から起算して3年以内の自殺による場合

【詳細】 P36「注意喚起情報 8」および「ご契約のしおりー定款・約款」の『死亡保険金などをお支払いできない場合』をご確認ください。

【詳細】 死亡保険金等の金額例は「ご提案内容説明書（設計書）」をご確認ください。

→ 4 ご契約の諸基準について

契約年齢範囲(*1)	30歳～90歳（金利情勢によってはお取り扱いできない場合があります）			
一時払保険料の取扱単位(*2)	米ドル：1ドル単位	豪ドル：1ドル単位	円貨：1万円単位	
最低一時払保険料(*2)	米ドル：10,000米ドル	豪ドル：10,000豪ドル	円貨：100万円	
最高保険金額	契約年齢	30歳～59歳	60歳～69歳	70歳～90歳
	最高保険金額	5億円	7億円	9億円
申込日の属する年度における住友生命所定の判定用為替レートにより、基本保険金額を円換算した金額にて判定します。 同一の被保険者がすでに住友生命の商品に加入済みの場合、上記金額までご加入いただけないことがあります。				
保険料払込方法	一時払いのみ			
告知	職業のみの告知			
保険期間	終身			

(*1) 契約年齢は契約日時点の被保険者の満年齢で計算します。被保険者の保険契約上の年齢は、毎年の契約応当日に契約年齢に1歳ずつ加えて計算されます。

(*2) 払込通貨で判定します。

■次の事項についてはお申込みの際の申込書をご確認ください。
指定通貨／払込金額／付加している特約／被保険者の性別・生年月日

→ 5 為替リスクについて

■死亡保険金、解約返戻金を円貨で受け取る場合等には、請求時の為替レートを適用するため、為替レートの変動の影響を受け、**損失を生じるおそれがあります**。

- 円貨での受取額は、為替レートがご契約時から変動しなかった場合と比べ、少なくなることがあります。
- 円貨での受取額は、ご契約時の円貨での払込金額等を**下回ることがあります**。

【参照】 P9・10「必ずお客さまにご確認いただきたい事項」をご確認ください。

→ 6 特約等のお取扱いについて

■住友生命所定の範囲内でのお取扱いになります。

初期死亡時 円換算支払額 最低保証特約 ※本特約は付加 必須です。	☐第1保険期間中に被保険者が死亡された場合で、(災害)死亡保険金を換算基準日(*1)における住友生命所定の為替レートにより円換算した金額が基準金額を下回るときは、基準金額をお支払いします(下回らないときは死亡保険金を円換算した金額をお支払いします)。 ☐基準金額は払込通貨に応じて、以下の金額をいいます。なお、基本保険金額が減額された際にはその割合に応じて基準金額は減額されます。 ・払込通貨が円貨の場合 円貨払込額 ・払込通貨が指定通貨の場合 [一時払保険料×住友生命が保険料を受け取った日(住友生命が指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日)の住友生命所定の為替レート]となります。 ☐第2保険期間の死亡保険金のお支払いについては基準金額の最低保証はありません。また、解約返戻金についてはご契約当初より最低保証はありません。 ☐第1保険期間中については、最低保証に必要な費用を保険料積立金から毎月差し引いています(別途お払い込みいただくものではありません)。 ☐円建終身保険へ変更した場合、本特約は消滅します。 ☐本特約の中途付加や解約のお取扱いはできません。 ☐ (災害)死亡保険金を指定通貨でお受け取りになる場合は、本特約による最低保証のお取扱いはありません。
重度介護 前払特約	☐第2保険期間中、請求日時点で被保険者の年齢が満65歳以上かつ公的介護保険制度の要介護4または要介護5に該当していると認定されている場合、ご請求により将来の死亡保険金の全部または一部にかえて、重度介護前払保険金を被保険者にお支払いします。 ☐重度介護前払保険金は請求額(特約基準保険金額)から所定の期間に応じた利息を差し引いた金額または請求日における請求額(特約基準保険金額)に対応する解約返戻金相当額のいずれか大きい金額をお支払いします。 ☐重度介護前払保険金をお支払い後、すぐに被保険者が死亡された場合も、すでに差し引いた所定の期間に応じた利息はご返金できません。 ☐被保険者おひとりにつき、ご請求額は通算3000万円を限度とします(*2)。 ☐重度介護前払保険金を死亡保険金の一部にかえてお支払いした場合には、残りの基本保険金額の範囲内で、重度介護前払保険金を再度請求できます。 ☐本特約の付加は、住友生命の他の保険も通じて被保険者おひとりにつき1契約に限ります。 ☐円建終身保険へ変更した場合、本特約は消滅します。 ☐円建終身保険への変更後は、本特約の中途付加のお取扱いはできません。 ※記載の内容は、2022年4月現在の公的介護保険制度によるものです。今後制度が改正された場合には、記載の内容が変わることがあります。
保険料円貨 払込特約 (一時払い)	☐一時払保険料を指定通貨にかえて円貨でお払い込みいただけます。 ☐払い込まれた金額を住友生命が保険料を受け取った日(住友生命が指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日)の住友生命所定の為替レートにより指定通貨へ換算し、その金額が一時払保険料として払い込まれたものとして取り扱います。 ☐複数通貨でのお払込みはできません。
円貨支払制度 ※本制度は主契 約に組み込ま れています。	☐契約者または保険金の受取人からのお申し出により、死亡保険金、災害死亡保険金、解約返戻金、重度介護前払保険金(*3)等を換算基準日(*4)の住友生命所定の為替レートにより円換算してお支払いします。

【詳細】 住友生命所定の為替レートの詳細は「ご契約のしおりー定款・約款」の『当社所定の為替レート』をご確認ください。

スミセイのご家族アシストプラス

ご家族登録 サービス	☐契約者が問い合わせできなくなった場合に、あらかじめ登録したご家族が、ご契約に関する内容について照会できるサービスなどがあります。ただし、被保険者のセンシティブ情報(*5)は照会できません。 ☐登録したご家族による代理のお手続きはできません。契約者や被保険者がお手続きできない場合にご家族が代理のお手続きを行うには、保険契約者代理特約・被保険者代理特約のお申込みが必要です。 ☐ご家族を登録(変更)する際は、被保険者および登録するご家族の同意が必要になります。 【詳細】「ご契約のしおりー定款・約款」の『ご家族登録サービス』をご確認ください。
保険契約者 代理特約	☐契約者が、傷害または疾病により保険契約に関するお手続きをする意思表示ができないなどの場合、契約者に代わってあらかじめ指定した契約者代理人が、住友生命所定のお手続きを行うことができます。 ☐契約者代理人による代理手続きの対象となるものは次のとおりです。ただし契約者代理人は、代理手続きを行う時点において所定の要件を満たしていることが必要です。 住所変更、基本保険金額の減額、解約等の契約者が行うご契約に関するお手続き(*6) ただし、次のお手続きは代理手続きの対象外です。 ・死亡保険金受取人の変更 ・契約者の変更 ・契約者代理人の変更 ☐契約者が他に加入の契約も含めて、被保険者として認知症(器質性認知症)または軽度認知障害に該当することを支払理由とする保険金等の支払いを受けた以後は、契約者が手続きを行う際に、契約者代理人の同意を得ることが必要です。 ※保険金等の請求手続きには同意は不要です。 ☐契約者代理人が不要となった場合は保険契約者代理特約を解約できます。また、契約者が死亡されたときなどには保険契約者代理特約は消滅します。 【詳細】「ご契約のしおりー定款・約款」の『保険契約者代理特約、被保険者代理特約』をご確認ください。
被保険者 代理特約	☐被保険者が受取人となる下記の保険金などについて、被保険者が傷害または疾病により請求する意思表示ができないなどの場合、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した被保険者代理人が、保険金などを請求することができます。 ☐被保険者代理人による代理手続きの対象となるものは次のとおりです。ただし、被保険者代理人は、代理手続きを行う時点において、所定の要件を満たしていることが必要です。 ・重度介護前払保険金(*3) ・配当金(契約者と被保険者が同一人であり、かつ、保険契約者代理特約が付加されていない場合のみ) 【詳細】「ご契約のしおりー定款・約款」の『保険契約者代理特約、被保険者代理特約』をご確認ください。

(*1) 住友生命の定める書類が住友生命に到着した日(書類に不備がある場合は完備された書類が住友生命に到着した日)をいいます。また、住友生命が指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。

(*2) 請求額は請求日(*1)の住友生命所定の為替レートにより円換算して判定します。なお、限度額は将来変更することがあります。

(*3) 重度介護前払特約を付加された場合。

(*4) 書類でご請求された場合は住友生命の定める書類が住友生命に到着した日(書類に不備がある場合は完備された書類が住友生命に到着した日)をいい、スミセイダイレクトサービスで解約をご請求された場合は、ご請求された当日をいいます。ただし、住友生命が指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。

(*5) 被保険者の傷病名・手術名等の情報をいいます。

(*6) 契約者と受取人が同一人の場合、受取人が行うことができる手続きも含みます。

次ページにつづく

→ 7 配当金について

- 配当金は、5年ごとに通算して資産の運用成果による剰余金が生じた場合、ご契約後6年目から5年ごとに円貨でお支払いします。なお、死亡保険金や解約返戻金等をお支払いする場合には、ご契約から5年を経過する前でも、配当金をお支払いすることがあります。
- 配当金は円貨でお支払いします。なお、死亡保険金や解約返戻金等を指定通貨でお支払いする際に、同時に配当金をお支払いする場合は、指定通貨でお支払いします。
- **配当金は経済情勢等により変動し、資産の運用実績によってはゼロとなる場合もあります。**
- 配当金を住友生命所定の利率で積み立てたものが積立配当金です。**この利率は、金利水準等の状況変化などにより変動します。**

→ 8 解約返戻金について

- 解約返戻金とは、ご契約を解約された場合などに契約者に払い戻されるお金のことをいいます。
- **ご契約当初15年間の解約返戻金額は市場価格調整を適用し計算するため、市場金利の変動により解約返戻金計算基準日の保険料積立金額から増減します。また、ご契約当初10年間は解約控除を適用します。市場価格調整および解約控除等により、解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。**
- ご契約から15年経過以後の解約返戻金額は市場価格調整を適用しないため、解約返戻金計算基準日の保険料積立金額と同額となり、ご契約時に指定通貨建で確定します。
- 円建終身保険へ変更した後は、市場価格調整および解約控除は適用されません。

ご契約当初10年間の解約返戻金額

$$\boxed{\text{解約返戻金額}} = \boxed{\text{解約返戻金計算基準日(*1)の保険料積立金相当額}} \times \boxed{\text{市場価格調整率}} - \boxed{\text{解約控除}}$$

ご契約から10年経過以後15年までの解約返戻金額

$$\boxed{\text{解約返戻金額}} = \boxed{\text{解約返戻金計算基準日(*1)の保険料積立金相当額}} \times \boxed{\text{市場価格調整率}}$$

(*1) ご契約を解約・減額する場合および円建終身保険へ変更する場合は、住友生命の定める書類が住友生命に到着した日(書類に不備がある場合は完備された書類が住友生命に到着した日)をいい、スミセイダイレクトサービスで解約をご請求された場合は、ご請求された当日をいいます。

円建終身保険 変更制度 ※本制度は主契約に組み込まれています。	☐ 契約日の1年後の契約応当日以後、契約者からのお申し出により、変更請求日(*7)における解約返戻金の円換算額(*8)を原資として、変更請求日の翌日に円建終身保険に変更することができます。なお、円建終身保険に変更する場合、原資となる解約返戻金の計算には市場価格調整(ご契約から15年間)および解約控除(ご契約から10年間)を適用します。 ☐ 円建終身保険変更後の(災害)死亡保険金額は、変更後の保険料積立金額と同額となります。なお、変更後の保険料積立金(= (災害)死亡保険金)は変更請求日における解約返戻金の円換算額から円建終身保険に適用される積立利率により複利で増加していきます。 ☐ 円建終身保険へ変更後の(災害)死亡保険金、解約返戻金は円貨でお支払いします。 ☐ 円建終身保険へ変更後、指定通貨建終身保険へ再度変更することはできません。 ☐ 変更後の(災害)死亡保険金額(円建)が、変更前の(災害)死亡保険金(指定通貨建)の円換算額を下回ることがあります。 ☐ 円建終身保険の保険料積立金額の計算に際して適用する積立利率は、指定通貨建での積立利率とは異なります。 ☐ 円建終身保険へ変更した場合、初期死亡時円換算支払額最低保証特約による最低保証はなくなります。 ☐ 重度介護前払特約を付加している場合、円建終身保険に変更したときは特約は消滅します。 ☐ 円建終身保険へ変更後、重度介護前払特約の中途付加のお取扱いはできません。
---	---

(*7) 住友生命の定める書類が住友生命に到着した日(書類に不備がある場合は完備された書類が住友生命に到着した日)をいいます。

(*8) 変更請求日(住友生命が指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日)における住友生命所定の為替レートにより円換算します。

詳細 住友生命所定の為替レートの詳細は「ご契約のしおりー定款・約款」の『当社所定の為替レート』をご確認ください。

市場価格調整について

■**市場価格調整**とは、各指定通貨の市場金利の変動に応じた運用資産（債券など）の価格変動を解約返戻金額に反映させるしくみをいいます。一般的に市場金利が高くなると債券の価格は下落するため解約返戻金額は減少し、市場金利が低くなると債券の価格は上昇するため解約返戻金額は増加します。そのため、**市場金利の変動により、解約返戻金額は解約返戻金計算基準日の保険料積立金額から増減します。**

■**市場価格調整率**は、契約日と解約返戻金計算基準日における市場価格調整用利率を使用した以下の算式で計算します。

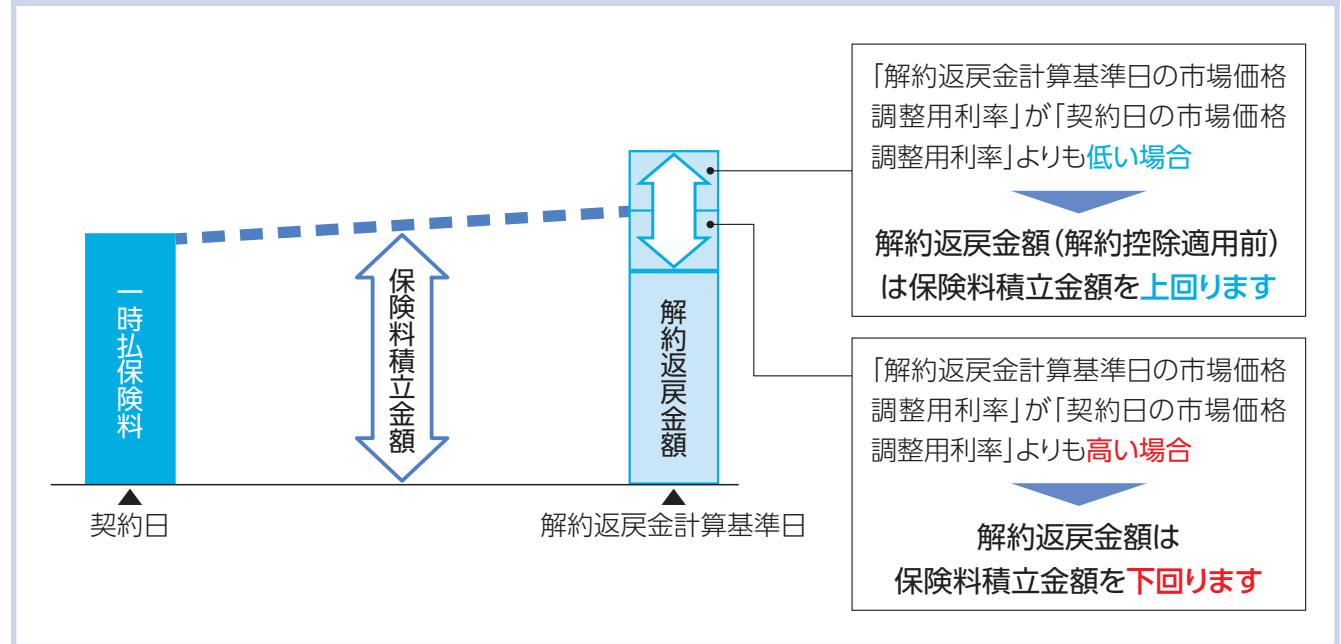
$$\text{市場価格調整率} = \left(\frac{1 + \text{契約日における市場価格調整用利率}}{1 + \text{解約返戻金計算基準日における市場価格調整用利率}} \right)^{\frac{\text{残存月数}(*2)}{12}}$$

(*2) 残存月数

180か月（市場価格調整適用期間の月数）から、契約日から起算して解約返戻金計算基準日までの月数（1か月未満切り捨て）を差し引いた月数

■**市場価格調整用利率**は、投資している債券価格の変動を解約返戻金額に反映させるという観点から、住友生命所定の期間における各指定通貨の指標金利の平均値から－1.0%～＋1.0%の範囲内で定める値とし、毎月2回（1日および16日）設定されます。なお、契約日時点の市場価格調整用利率は保険証券等で、最新の市場価格調整用利率は住友生命ホームページの閲覧等によりご確認ください。

解約返戻金額の変動イメージ（解約控除適用前）



ご契約から15年経過以後の解約返戻金額

解約返戻金額

=

解約返戻金計算基準日(*1)の
保険料積立金相当額

詳細 解約返戻金等の金額例は「ご提案内容説明書（設計書）」をご確認ください。

解約控除について

■解約または減額（一部解約）された場合や円建終身保険に変更する場合にご負担いただく費用です。この費用は一時払保険料相当額に一定割合（契約日からの経過年数に応じた所定の控除率）を乗じた金額となります。

参照 解約控除についてはP27・28
「注意喚起情報『お客さまにご負担いただく費用は以下のとおりです。』」をご確認ください。

➔ 9 保険料の計算基準日について

- 保険料の計算基準日とは、契約年齢などの計算の基準となる日（契約日）をいい、この保険は責任開始日と同じ日となります。責任開始日は、保険契約上の保障が開始された日です。
- ご契約の引受けを住友生命が承諾した場合、一時払保険料のお払込みおよび告知がともに完了した時から保険契約上の保障が開始されます。

➔ 10 お客さまにご負担いただく費用について

- お客さまにご負担いただく費用は、「保険期間中にかかる費用」「通貨を換算する場合にかかる費用」「外貨のお取扱いにかかる費用」の合計額となります。

参照 P27・28「注意喚起情報『お客さまにご負担いただく費用は以下のとおりです。』」をご確認ください。

注意喚起情報

- この「注意喚起情報」は、ご契約に際して特に注意いただきたいことを記載しています。「契約概要」および「ご契約のしおりー定款・約款」とあわせて、ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。
- 特に保険金をお支払いできない場合(P36 **8**)など、お客さまにとって**不利益となることが記載された部分については必ずご確認ください**。
- また、現在ご加入中の生命保険契約の解約・減額を前提として本商品のお申込みを検討されている場合、お客さまにとって**不利益となる可能性がありますので、必ずご確認ください**。(P33 **5**)

お客さまにご負担いただく費用は以下のとおりです。

■保険期間中にかかる費用^(※1)

- ・死亡保障等に必要な費用を保険料積立金から毎月差し引いています(別途お払い込みいただくものではありません)。
- ・初期死亡時円換算支払額最低保証特約にかかる費用として、第1保険期間中は、最低保証に必要な費用を保険料積立金から毎月差し引いています(別途お払い込みいただくものではありません)。
- ・なお、契約の締結・維持に必要な費用は、積立利率の計算にあたってあらかじめ差し引いています。

(※1)これらの費用は、積立利率、被保険者の年齢、性別、経過期間、指定通貨等によって異なりますので表示しておりません。

■重度介護前払保険金を請求する場合

所定の期間に応じた利息を特約基準保険金額(請求額)から差し引きます。

次ページにつづく

■解約や円建終身保険へ変更等する場合

解約返戻金額を計算する際は、一時払保険料相当額に一定割合(契約日からの経過年数に応じた所定の控除率)を乗じた金額を差し引きます(解約控除)。

〔所定の控除率〕

契約日からの経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満
控除率	5.0%	4.5%	4.0%	3.5%	3.0%	2.5%

契約日からの経過年数	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	10年以上
控除率	2.0%	1.5%	1.0%	0.5%	0%

■通貨を換算する場合にかかる費用

以下の取扱いにおいて適用する住友生命所定の為替レートには為替手数料(下表のTTMとの差額)が反映されており、当該手数料はお客さまのご負担となります。

取扱い	住友生命所定の為替レート ^(※2)
死亡保険金・解約返戻金等を円貨で受け取る場合 ^(※3)	TTM ^(※4) －50銭
円建終身保険へ変更する場合	
一時払保険料を円貨で払い込む場合	TTM ^(※4) ＋50銭
配当金を指定通貨で受け取る場合	

(※2) 住友生命所定の為替レートは2022年4月現在のものです。今後変更することがあります。

(※3) 初期死亡時円換算支払額最低保証特約により、基準金額と同額を受け取る場合を除きます。

(※4) TTM(対顧客電信売相場)とは、TTS(対顧客電信売相場)とTTB(対顧客電信買相場)の仲値です。

本商品で使用するTTMは、住友生命が指標として指定する金融機関が公示するTTSとTTBの仲値になります。

・TTS(対顧客電信売相場):お客さまが円貨を外貨に交換(外貨を購入)するときに適用される一般的な為替レート

・TTB(対顧客電信買相場):お客さまが外貨を円貨に交換(外貨を売却)するときに適用される一般的な為替レート

なお、住友生命が指標として指定する金融機関がその営業日においてTTS・TTBを公示しない場合は、住友生命所定の為替レートを変更することがあります。また、この場合、新規契約の取扱いができないことがあります。

■外貨のお取扱いにかかる費用

保険料を指定通貨で払い込む際や、死亡保険金・解約返戻金等を指定通貨で受け取る際には、送金手数料・引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。当該費用は取扱金融機関によって異なります。

次ページにつづく

解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあり、 損失が生じるおそれがあります。

契約当初15年間の解約返戻金額は市場価格調整を適用し計算するため、市場金利の変動により、解約返戻金計算基準日の保険料積立金額から増減します。また、契約当初10年間は解約控除を適用します。

市場価格調整および解約控除等により、**解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。**

為替レートの変動により損失が生じるおそれがあります。

死亡保険金、解約返戻金等を円貨で受け取る場合、または円建終身保険へ変更する際に解約返戻金を円換算する場合には、請求時または変更時の為替レートを適用するため、為替レートの変動の影響を受け、損失が生じるおそれがあります。

- **円貨での受取額は、為替レートが契約時から変動しなかった場合と比べ、少なくなることがあります。**
- **円貨での受取額は、契約時の円貨での払込金額等を下回ることがあります。**

また、次の点もご確認ください。

- 為替レートの変動がなかった場合でも為替手数料分のご負担が生じます。
- 保険料を借入金で調達した場合は、為替レートの変動によって解約返戻金等の円換算額が借入元利金額を下回り、借入元利金の返済が困難になることがあります。したがって、保険料の借入を前提とした申込みはお断りさせていただきます。

→1

申込み時(クーリング・オフ制度)

申込日または「契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)」の交付日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面または住友生命ホームページの専用フォームからクーリング・オフができます。

- 「クーリング・オフ」とは、ここでは「申込みの撤回」および「契約の解除」のことをいいます。

申込日または「契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)」の交付日のいずれか遅い日



- クーリング・オフは、書面または住友生命ホームページの専用フォームから申し出ることができます。この場合、すでに払い込まれた金額を払い戻します。なお、**親権者(または後見人)の同意が必要な契約の場合は、必ず書面での申し出をしてください。**また、書面には親権者(または後見人)の氏名(署名)もあわせて記入してください。

- 書面での申し出は、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じますので、郵便により住友生命本社あてに送付してください。

住友生命本社のあて先	〒540-8512 大阪市中央区城見1丁目4番35号 住友生命 代理店契約室
書面に記入していただく必要事項	申込者または契約者等の氏名(署名)、生年月日、住所、電話番号、保険商品名、募集代理店名、保険契約をクーリング・オフする旨 <保険料を払込み済みの場合(契約者本人名義の返金先口座を記入してください)> 金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義

- 住友生命ホームページでの申し出は、専用フォームからの申し出時(住友生命からの受付完了メールの受信日時)に効力を生じますので、申し出後に住友生命から送付する受付完了メールが届いたことを確認してください。

<専用フォーム> <https://sumitomolife.dga.jp/form/coolingoff.html>

- **書面または住友生命ホームページの専用フォーム以外(メール・SNS等)からのクーリング・オフは受け付けません。**
- クーリング・オフがあった場合、住友生命に払い込む通貨で、払込金額と同額を払い戻します。そのため、お手持ちの円資金を金融機関等で指定通貨に交換し申し込む場合(次ページの表「b. 付加しない」)で、**払い戻された指定通貨を円貨に交換する場合は、為替レートの変動により損失が生じるおそれがあります。**また、円資金を指定通貨に交換する際および払い戻された指定通貨を円貨に交換する際には、**金融機関等所定の為替手数料をご負担いただきます。**そのため、**為替レートの変動がなかった場合でも為替手数料分の損失が生じます。**

次ページにつづく

お手持ちの通貨	保険料円貨払込特約 (一時払い)	保険料として払い込む (住友生命が受け取る)通貨	クーリング・オフに 伴って払い戻す通貨
円貨	a.付加する	円貨(*1)	円貨(*2)
	b.付加しない	外貨(指定通貨)(*3)	外貨(指定通貨)(*4)
指定通貨 (米ドルまたは豪ドル)	c.付加しない	外貨(指定通貨)	外貨(指定通貨)

(※1) 保険料を円貨で払い込む場合に適用する住友生命
所定の為替レートには為替手数料が反映されてお
り、当該手数料はお客さまのご負担となります。

(※2) 円貨での払込金額と同額を払い戻します。

(※3) お手持ちの円資金を金融機関等で外貨(指定通貨)
に交換する場合、為替手数料分のご負担が生じます。
また、お客さまの口座から住友生命の口座へ送金
を行うための手数料が生じることがあります。

(※4) 外貨(指定通貨)での払込金額と同額を払い戻します。
ただし、外貨(指定通貨)での払戻しとなるため、**お手持ちの円資金を金融機関等で外貨(指定通貨)に
交換し申し込む場合で、払い戻された外貨(指定通
貨)を円貨に交換するときは、以下により、当初の
円貨額を下回る(元本割れする)ことがあります。**

- ①円貨から外貨(指定通貨)への交換にかかる金融
機関所定の手数料
②外貨(指定通貨)から円貨への交換にかかる金融
機関所定の手数料
③外貨(指定通貨)の送金および着金にかかる金融
機関所定の手数料
④為替差損(益)

詳細 クーリング・オフ制度について詳細は、「ご契約のしおりー定款・約款」の
『特にご確認いただきたい重要事項』をご確認ください。

→2 申込み時(告知等) 現在の職業について、住友生命がおたずねすることを ありのままに正しくお知らせ(告知)ください。

- 契約者や被保険者には、職業について **正しく告知する義務があります。**
告知書に記入したことが告知となります。
- 募集代理店の担当者(生命保険募集人)には告知を受ける権限がないため、**口頭で伝えただけ
では告知したことにはなりません。**
- 故意または重大な過失によって、事実を告知しなかった場合や、事実と違うことを告知した場合
には、**契約を解除することがあります**(告知義務違反による解除)。
- 契約を解除した場合には、たとえ保険金の支払理由が発生していても、**お支払いできないこと
があります。**

また、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、告知義務違反による解除の対象外になると
きでも詐欺による取消しを理由として、**保険金をお支払いできないことがあります。**

次ページにつづく

- 被保険者が病院等の医療機関に入院中または入院を予定されている場合や、余命宣告を受け
ている場合には、**申込みをお断りさせていただきます。**

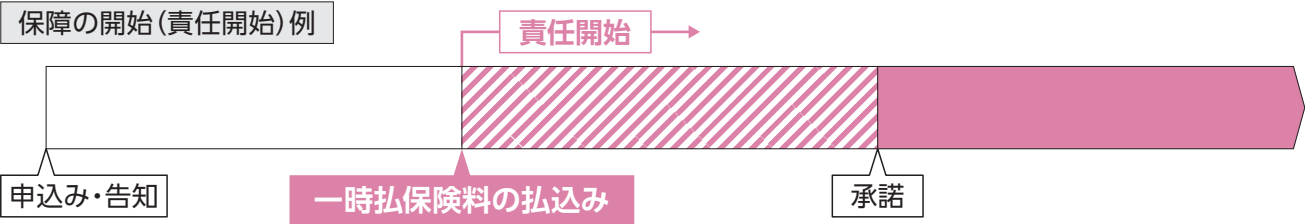
※被保険者が医療機関以外の施設へ入居して医療行為を受けている場合等も同様に
取り扱います。

詳細 告知義務違反について詳細は、「ご契約のしおりー定款・約款」の
『職業の告知』をご確認ください。

→3 申込み時・請求時(確認訪問) 申込内容などの確認のために訪問することがあります。

- 住友生命の確認担当職員または住友生命が委託した確認担当者が、申込内容、告知内容、保険金
の請求内容等の確認のために訪問することがあります。
- 契約の際に、運転免許証等で、ご本人であることを確認します。

→4 申込み時(保障の開始) 住友生命が契約の申込みを承諾した場合には、 一時払保険料の払込みおよび告知がともに完了した時から 契約上の保障を開始(責任開始)します。



募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと住友生命の保険契約の締結を
媒介する者で、申込みを承諾する権限がありません。したがって、保険契約は、住友生
命がお客さまからの契約の申込みを承諾した時に成立します。

→5

申込み時(現在の契約を解約・減額して申し込む場合)

現在の契約を解約・減額して、本商品(新たな契約)の申込みを検討している場合は、契約者にとって不利益となる可能性がある点についてご確認ください。

- 現在加入の契約によって異なりますが、多くの場合、解約・減額時の解約返戻金額は、既払込保険料を下回ります。また、解約返戻金が多すぎない場合もあります。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の権利などを失う場合があります。
- 本商品(新たな契約)の申込みについては、職業について告知する義務があります。そのため、職業などによっては、**契約をお断りすることがあります**。また、その告知がされなかったために**契約が解除または取消しとなることもあります**。

参照 契約が解除または取消しとなる場合について詳細は、P31・32「注意喚起情報 2」をご確認ください。

- 現在の契約と本商品(新たな契約)の予定利率等は異なることがあります。なお、**予定利率等の低下等により、保険料が高くなる場合があります**。
- 本商品(新たな契約)の保障を開始(責任開始)する前に現在の契約を解約された場合、保障のない期間が発生することがあります。
- 解約・減額された契約を元に戻すことはできません。
- 現在の契約を解約・減額することなく、特約の中途付加・追加契約等の方法により保障内容の見直しができることもあります。お客さまご自身でも解約する商品(現在の契約)と本商品(新たな契約)の相違点や類似点を十分ご確認ください。

→6

契約後(解約と解約返戻金)

契約を途中で解約した場合の解約返戻金額は、一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

- 契約当初15年間の解約返戻金額は市場価格調整を適用し計算するため、市場金利の変動により、解約返戻金計算基準日の保険料積立金額から増減します。また、契約当初10年間は解約控除を適用します。市場価格調整および解約控除等により、**解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります**。また、同様に、基本保険金額を減額する場合も、**解約返戻金額は、減額部分に対する一時払保険料相当額を下回ることがあります**。
※円建終身保険へ変更後は、市場価格調整および解約控除の適用はありません(なお、円建終身保険へ変更する場合、その原資となる解約返戻金額の計算には、市場価格調整および解約控除を適用します)。
- 解約返戻金額は、解約返戻金計算基準日の保険料積立金相当額に市場価格調整を適用し計算した金額から、一時払保険料相当額に一定割合(契約日からの経過年数に応じた所定の控除率)を乗じた金額を差し引いた金額となります。

参照 解約返戻金についてはP24～26「契約概要 8」をご確認ください。なお、所定の控除率についてはP27・28「注意喚起情報『お客さまにご負担いただく費用は以下のとおりです。』」の「解約や円建終身保険へ変更等する場合」をご確認ください。

詳細 解約返戻金について詳細は、「ご契約のしおりー定款・約款」の『解約返戻金』をご確認ください。

契約後(スミセイのご家族アシストプラスについて)

→7

スミセイのご家族アシストプラスには、ご家族登録サービス、契約者代理制度、被保険者代理制度があります。各制度に申し込む場合には、制度の内容について十分にご確認ください。

- ご家族登録サービスには、契約者が問い合わせできなくなった場合等にあらかじめ登録したご家族が、契約に関する内容について照会できるサービスなどがあります。

- ご家族登録サービスでは、登録したご家族による代理の手続きはできません。契約者や被保険者が手続きできない場合にご家族が代理の手続きを行うには、契約者代理制度・被保険者代理制度の申込みが必要です。この場合、保険契約者代理特約・被保険者代理特約を付加いただきます。

詳細 ご家族登録サービスについて詳細は、「ご契約のしおりー定款・約款」の『ご家族登録サービス』をご確認ください。

- 契約者代理制度とは、契約者が契約に関する手続きをする意思表示ができない場合等にあらかじめ指定した契約者代理人が住友生命所定の手続きを行うことができる制度です。

- 住友生命所定の手続きとは、住所変更、基本保険金額の減額、解約等の契約者が行う手続きをいいます。ただし、保険金等の受取人の変更など、**一部対象外となるものもあります**。
- 契約者が他に加入の契約も含めて、被保険者として認知症(器質性認知症)または軽度認知障害に該当することを支払理由とする保険金等の支払いを受けた以後は、**契約者が手続きを行う際に、契約者代理人の同意を得ることが必要です(*)**。
(*)保険金等の請求手続きには同意は不要です。
- 契約者や契約者代理人が死亡されたときなどの場合には、保険契約者代理特約は消滅します。
- 将来、契約者の意向に沿った手続きを契約者代理人が円滑にできるように、契約者から契約者代理人に、事前に契約内容や契約者がご自身で手続きができない場合に契約者代理人が代理することができる手続きの内容などをご説明ください。

詳細 契約者代理人による代理手続きの対象となる場合や手続きの詳細、保険契約者代理特約が消滅する場合について詳細は、「ご契約のしおりー定款・約款」の『保険契約者代理特約、被保険者代理特約』の『(1)保険契約者代理特約』をご確認ください。

- 被保険者代理制度とは、被保険者が保険金などを請求する意思表示ができない場合等にあらかじめ指定した被保険者代理人が保険金などの請求を行うことができる制度です。

- 保険金などの円滑な請求のためにも、契約者から被保険者代理人に、事前に契約内容などをご説明ください。

- 契約者代理人・被保険者代理人は、代理手続きを行う時点において所定の要件を満たしていることが必要です。

詳細 契約者代理人・被保険者代理人の所定の要件について詳細は、「ご契約のしおりー定款・約款」の『保険契約者代理特約、被保険者代理特約』の『契約者代理人、被保険者代理人について』をご確認ください。

→8

請求時(お支払いできない例)

保険金の支払理由が発生しても、お支払いできない場合があります。

保険金をお支払いできない場合の例

- 責任開始期前の不慮の事故による傷害を原因とする場合**

- 災害死亡保険金は支払いませんが、死亡保険金を支払います。

- 告知内容が事実と相違し、契約が**告知義務違反により解除された場合**

- 保険金を詐取する目的で事故を起こしたときや、契約者、被保険者または死亡保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなどの**重大事由により契約が解除された場合**

- 詐欺により**契約が取り消された場合**や、保険金の不法取得目的があつて**契約が無効になった場合**(なお、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。)

- 保険金の**免責事由に該当した場合**

- (例:責任開始日から起算して3年以内の自殺によるとき、受取人などの故意または重大な過失によるときなど)

→9

請求時(手続きとお願い)

お客さまからの請求に応じて、保険金をお支払いします。支払理由が生じたときだけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や不明な点が生じたときなども、すみやかに住友生命のお問合せ窓口まで必ずご連絡ください。

- 請求手続きに際して、**他に加入している住友生命の契約についても、お支払いの対象となることがありますので、不明な点があるときは、お客さま自身で判断せず、すみやかに住友生命のお問合せ窓口まで必ずご連絡ください**。

- (連絡の際には、被保険者の傷病名や障害状態等をあらかじめご確認ください。)

- 手続きに関するお知らせなど、重要な案内ができないおそれがありますので、契約者の住所などを変更された場合は必ずご連絡ください。

詳細 ●支払理由、請求手続きなどについて詳細は、「ご契約のしおりー定款・約款」の『特徴としくみ』『死亡保険金などのご請求手続きの流れ』をご確認ください。
●契約内容の変更について詳細は、「ご契約のしおりー定款・約款」の『受取人・住所などの変更手続き』をご確認ください。

諸制度(相互会社制度)

→10 相互会社の社員には、社員の代表である総代を選出する
信任投票の権利などがあります。

- 住友生命は「相互会社」です。契約者が会社の構成員すなわち「社員」となります。
- 住友生命は、保険業法に基づき、株式会社の株主総会にあたる意思決定機関として「総代会」を設置しています。社員には、社員の代表である総代を選出する信任投票の権利などがある一方、保険料の払込義務があります。

諸制度(経営破綻時などの取扱い)

→11 生命保険会社が経営破綻した場合などには、
保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。
- 住友生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。

諸制度(税金の取扱い)

→12 ご加入の生命保険の税金の取扱いについてご確認ください。

- この保険の税務上の取扱いについては、以下の基準により外貨を円換算したうえで、円建の契約と同様に取り扱います。

		円換算日	換算時の為替レート(*1)
一時払保険料		保険料領収日	円換算日(*2)最終のTTM
解約返戻金		解約返戻金計算基準日	円換算日(*2)最終のTTM
(災害)死亡保険金	所得税(一時所得)の対象となる場合	被保険者の死亡日	円換算日(*2)最終のTTM
	相続税・贈与税の対象となる場合	被保険者の死亡日	円換算日(*2)最終のTTB

(*1) 住友生命が指標として指定する金融機関が公示する為替レートとします。

(*2) 住友生命が指定する金融機関の休業日の場合は、その金融機関の直前の営業日となります。

- 一時払保険料を円貨で払い込む場合は、円貨払込額となります。
- 解約返戻金・(災害)死亡保険金を円貨で受け取る場合や円建終身保険へ変更した後に保険金等を受け取る場合は、円貨で受け取った金額となります。

- 一時払保険料は、お払い込みいただいた年に限り一般生命保険料控除の対象となります。

- 解約または減額された場合は、解約返戻金から一時払保険料を差し引いた金額に対して、所得税(一時所得)と住民税が課税されます。

解約返戻金から一時払保険料を差し引いた金額に対する課税
所得税(一時所得)(*3) + 住民税

(*3) {(解約返戻金) + (配当金) - (一時払保険料)(*4) - (特別控除50万円)} × 1/2で計算した所得について課税されます。なお、特別控除額50万円は各々の契約の解約返戻金額に対してではなく、年間の一時所得合計額に対しての控除です。

(*4) 減額があった場合は、一時払保険料から、すでに受け取った解約返戻金に対する必要経費合計額が差し引かれます。

- 契約者・被保険者・死亡保険金受取人の関係によって、税務上の取扱いは以下のとおりとなります。

	契約形態	税務上の取扱い
(災害)死亡保険金	契約者と被保険者が同一人の場合	相続税
	契約者と受取人が同一人の場合	所得税(一時所得)・住民税
	契約者・被保険者・受取人がそれぞれ別人の場合	贈与税

- 重度介護前払保険金は、被保険者が受け取る場合、全額非課税となります。

詳細 「ご契約のしおりー定款・約款」の『生命保険と税金』をご確認ください。また、上記の税務にかかわる説明は2022年4月現在の内容で、将来変更されることがあります。なお、税務取扱いに関して不明な点がある場合は、所轄の税務署や税理士等の専門家にご相談・ご確認ください。

本資料はご契約者さま向け資料です。新規にお申込みをご検討中のお客さまには本資料の配布・提示はできません。

MEMO

[illegible][illegible]